

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 9 6 回 本 部 会 議

日時：令和4年2月18日（金）17：30～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

北海道におけるまん延防止等重点措置の改定について（協議事項）

3 閉 会

資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要

資料2 道内の感染状況等について（案）

資料3 札幌市の感染状況について

資料4 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定案）の概要

資料5 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定案）

資料6 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定道案）等に対する
主な意見

資料7 檜山振興局の取組

資料8 上川総合振興局の取組

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の変更内容の概要

資料1

1 重点措置の終了・期間の延長

項目	対象区域	期間
終了	山形県、島根県、山口県、大分県 沖縄県	～2月20日まで
期間の 延長	北海道、青森県、福島県、茨城県 栃木県、石川県、長野県、静岡県 京都府、大阪府、兵庫県、岡山県 広島県、福岡県、佐賀県、鹿児島県	2月21日～3月6日 (14日間)
	和歌山県	2月28日～3月6日 ※2月5日～2月27日まで適用

2 対処方針の主な変更点

項目	内容			
水際対策 の緩和	・オミクロン株に関する知見の蓄積を踏まえ、令和4年3月1日より、水際対策の骨格を段階的に緩和			
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入国者の 待機期間</td> <td>7日間の待機を原則※ ※3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要</td> </tr> <tr> <td> [オミクロン株に係る指定国・地域] 検疫所の確保する施設での待機期間 3日間 [ワクチン3回目追加接種者] (指定国・地域) 検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機 (非指定国・地域) 自宅等待機免除 </td> </tr> </table>	入国者の 待機期間	7日間の待機を原則※ ※3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要	[オミクロン株に係る指定国・地域] 検疫所の確保する施設での待機期間 3日間 [ワクチン3回目追加接種者] (指定国・地域) 検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機 (非指定国・地域) 自宅等待機免除
	入国者の 待機期間		7日間の待機を原則※ ※3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要	
		[オミクロン株に係る指定国・地域] 検疫所の確保する施設での待機期間 3日間 [ワクチン3回目追加接種者] (指定国・地域) 検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機 (非指定国・地域) 自宅等待機免除		
外国人の 新規入国	受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める			
入国者総 数の上限	1日当たり3,500人目途 ⇒ 5,000人目途に引き上げ			

項目	内容
ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5歳から11歳までの子どもへのワクチン接種について、関係政令等を2月下旬に公布・施行し、接種を行う。 ・ 高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施し、高齢者施設入所者及び従事者のうち希望する者への接種をできるだけ早く完了する。
積極的疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ オミクロン株の特徴や感染拡大の状況を踏まえ、地域の実情に応じ、保健所による積極的疫学調査については、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方々が入院・入所している施設におけるクラスター事例に重点化する。
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院後4日目以降の時点で中等症Ⅱ以上の悪化が認められないオミクロン株の患者について、医療機関から宿泊療養・自宅療養への療養場所の変更や早期退院患者を受け入れる医療機関への転院について検討することを医療機関に対し推奨する。
自宅・宿泊療養者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ オミクロン株を中心とする陽性者が急増する地域においては、重症化リスクの高い方に重点を置いた保健医療体制を最大限確保するとともに、軽症や無症状の方については、迅速に自宅療養支援・健康観察ができる対応を可能とする。

道内の感染状況等について (案)

【令和4年2月18日】

主な指標の状況

2/17	レベル	移行指標				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人当たり 新規 感染者数	10万人当たり 療養者数	新規 感染者数 今週 先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	39.6% (818床) ↑	6.0% (8床) ↑	394.6人/週 (20632人/週) ↓	572.4人 (29929人) ↓	0.85 ↓	63.2% ↓	36.4% ↓
札幌市	2	46.3% (288床) ↓	8.9% (4床) ↑	536.5人/週 (10523人/週) ↓	643.7人 (12627人) ↓	0.81 ↓	84.1% ↓	44.7% ↑
札幌市を 除く地域	2	36.7% (530床) ↑	4.5% (4床) →	309.4人/週 (10109人/週) ↓	529.6人 (17302人) ↑	0.89 ↓	41.6% ↓	30.4% ↓
レベル2 移行指標		20% <input type="checkbox"/> 又は <input type="checkbox"/> 20%		15人/週	20人			
レベル3 移行指標		50% <input type="checkbox"/> 又は <input type="checkbox"/> 50%		-	-			

※()は実数。

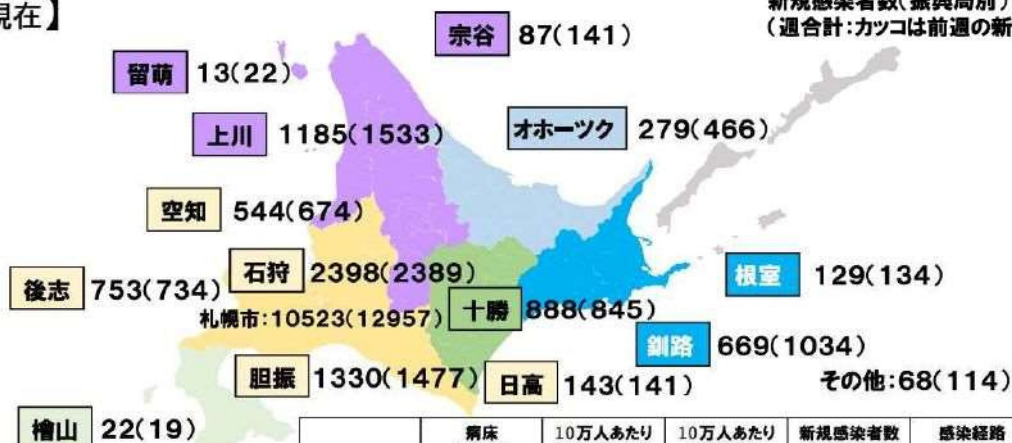
※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較。

※現在、高齢者施設や同居家族などに疫学調査を重点化していることから、結果として、感染経路不明割合、PCR陽性率は高い数値となる可能性がある。

地域における主な指標の状況

【2/17現在】

新規感染者数(振興局別)
(週合計:カッコは前週の新規感染者数)



	病床 使用率	10万人あたり 新規感染者数	10万人あたり 療養者数	新規感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
札幌市	46.3% (288床)	536.5人/週 (10523人/週)	643.7人 (12627人)	0.81	84.1%	44.7%
道央圏 (札幌市除く)	52.5% (240床)	381.9人/週 (5168人/週)	746.5人 (10103人)	0.95	50.2%	33.1%
道北圏	35.3% (107床)	217.7人/週 (1285人/週)	366.6人 (2164人)	0.76	35.3%	16.3%
道南圏	28.4% (59床)	388.2人/週 (1623人/週)	673.3人 (2815人)	0.98	22.9%	46.5%
十勝圏	38.7% (58床)	265.3人/週 (888人/週)	296.4人 (992人)	1.05	43.5%	31.0%
オホーツク圏	8.5% (10床)	101.9人/週 (279人/週)	127.9人 (350人)	0.60	30.5%	20.2%
釧路・ 根室圏	26.9% (56床)	268.7人/週 (798人/週)	295.6人 (878人)	0.68	32.8%	51.0%

※地域別の病床使用率や新規感染者数等の数値は、変動が大きくなる場合があることに留意。

総評

【医療提供体制】

- 全道の病床使用率は39.6%と増加が続いている。札幌市は46.3%と2月9日以降40%台で推移しており、札幌市以外の地域でも増加傾向が継続。重症患者数も増加が続いている。また、全道各地で医療機関等での集団感染の確認が継続している。

【感染状況】

- 全道の新規感染者数は、5日連続で今週先週比が1を下回ったものの、2月17日に3千人を超えるなど、高い水準にある。
- 年代別では30代以下の新規感染者数は減少が見られる一方、60代以上の新規感染者数は増加している。
- 札幌市内の夜間の人流は、まん延防止等重点措置の適用前と比べて減少しているものの、直近では増加も見られる。

【今後の対策】

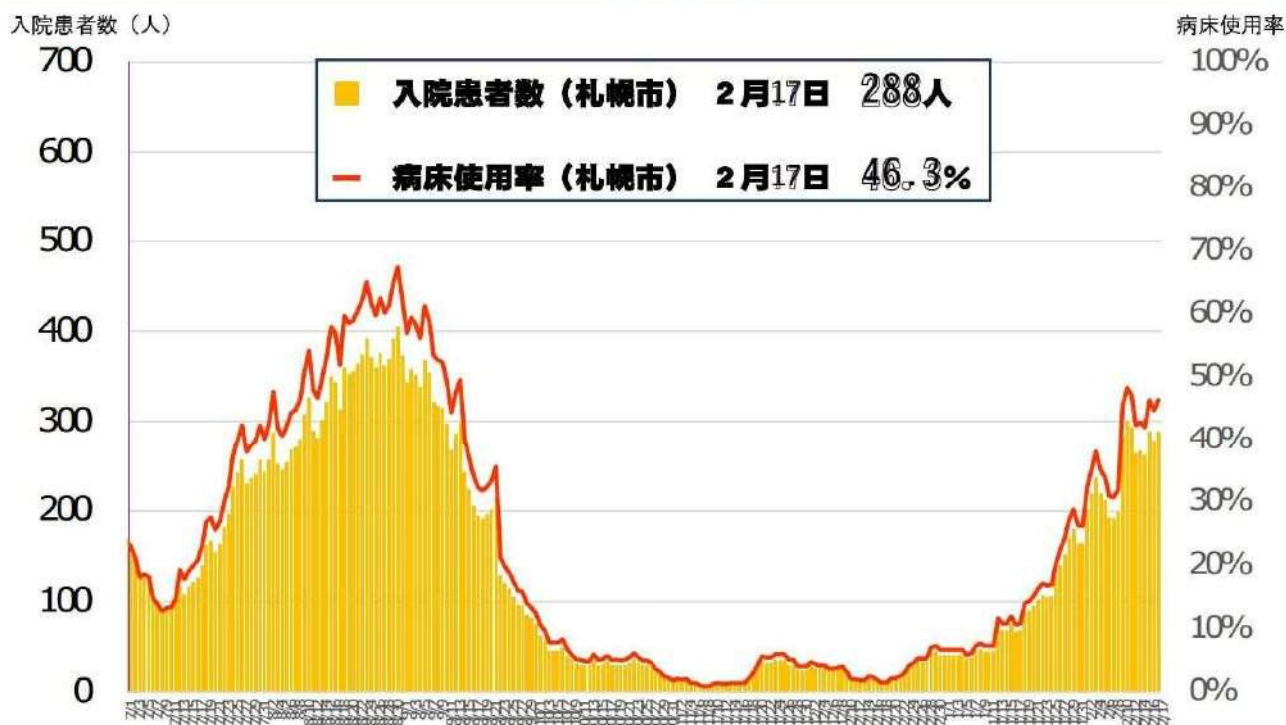
- 新規感染者数は減少が見られるものの、3千人を超える日もあるなど、依然、高い水準で推移している。また、病床使用率は増加が続いており、今後もその負荷は高まることの懸念も示されている。新規感染者数を着実に減少に転じさせ、これ以上の医療の負荷を抑えていくため、まん延防止等重点措置の延長を踏まえ、引き続き、全道において、市町村や関係団体と連携し、感染リスクが高まる場面や感染が広がっている場所における感染防止行動の徹底を図る。
- 治療が必要な方を確実にかつ適切に医療機関につなげられるよう、重症化リスクの高い方への健康観察や医療提供を重点的に取り組む。
- ワクチンについては、道の集団接種会場の活用を含め、市町村による接種や職域接種を支援し、高齢者等への追加接種の加速化に向け取り組む。

入院患者数と病床使用率（全道）



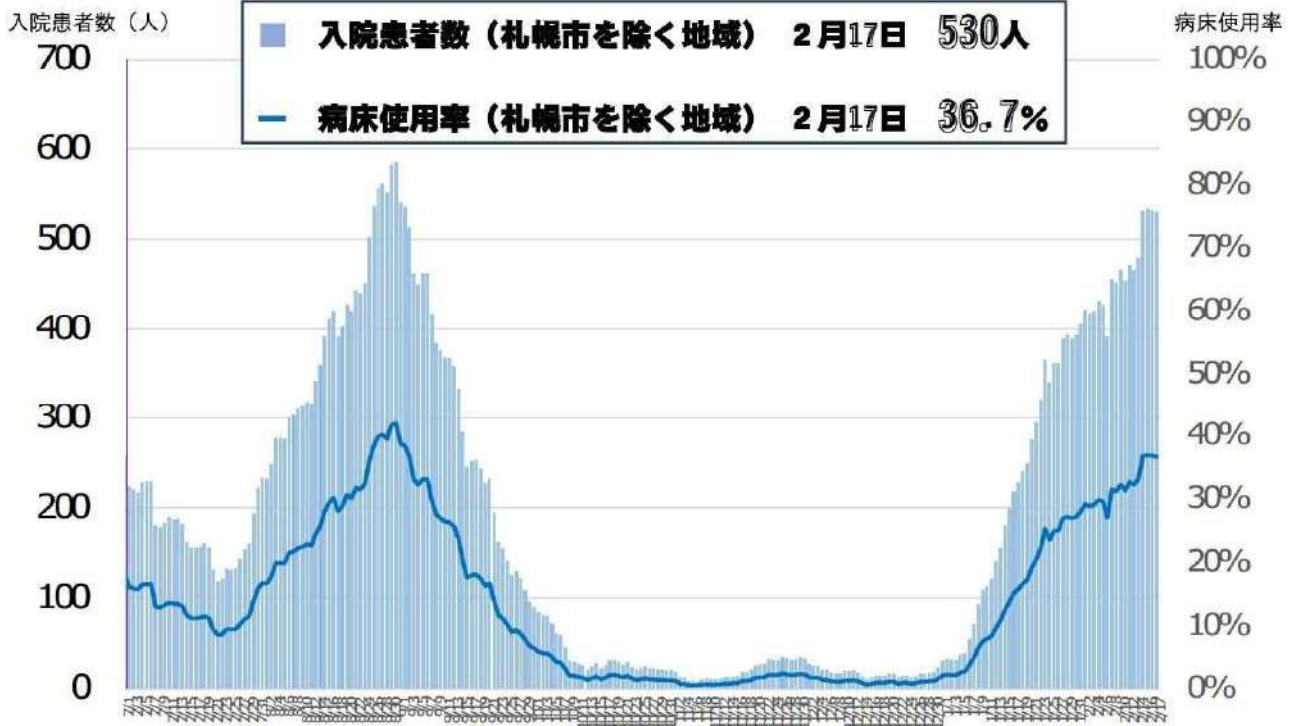
4

入院患者数と病床使用率（札幌市）



5

入院患者数と病床使用率（札幌市を除く地域）



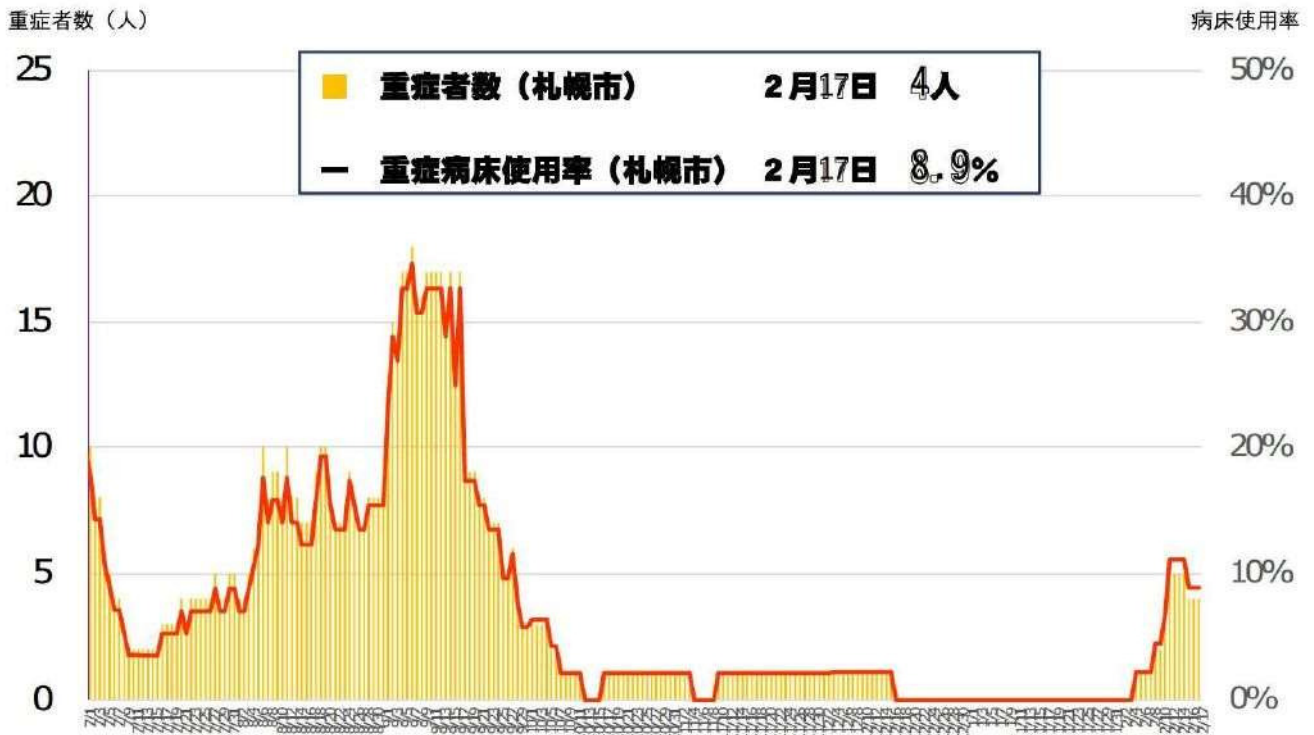
6

重症者数と重症病床使用率（全道）



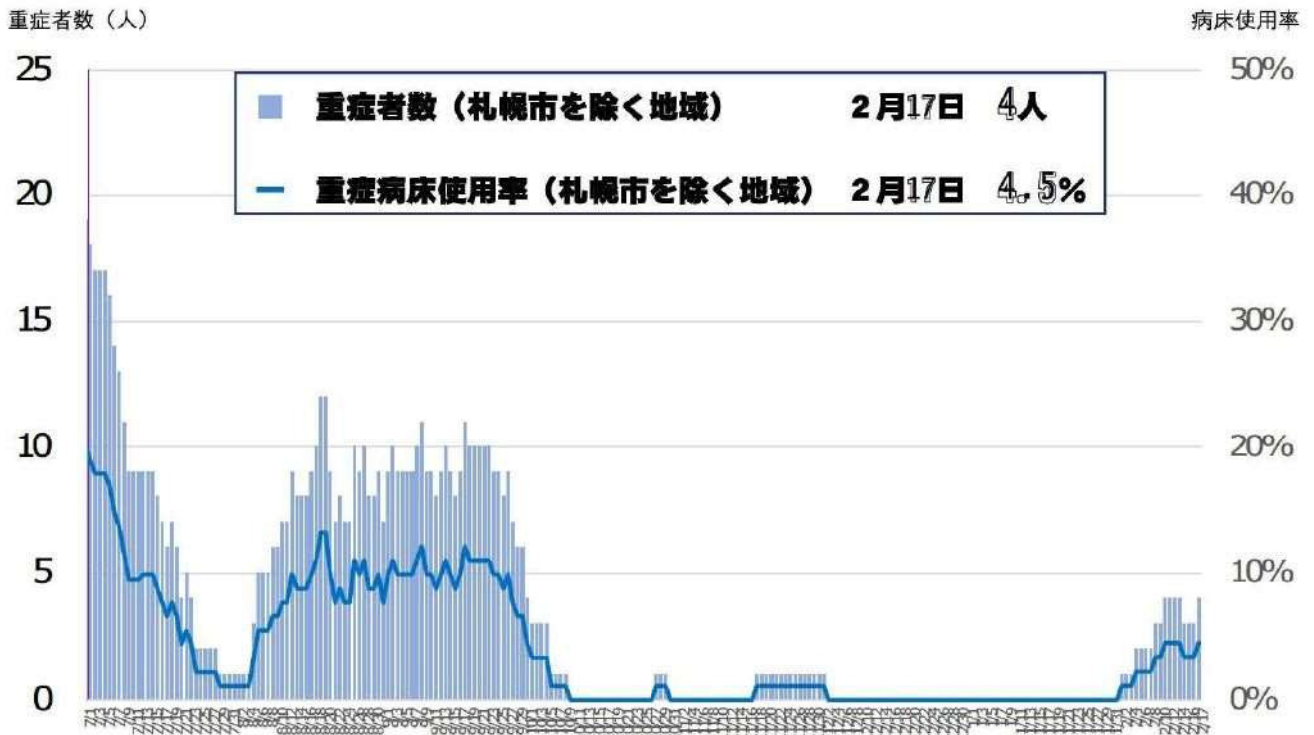
7

重症者数と重症病床使用率（札幌市）



8

重症者数と重症病床使用率（札幌市を除く地域）



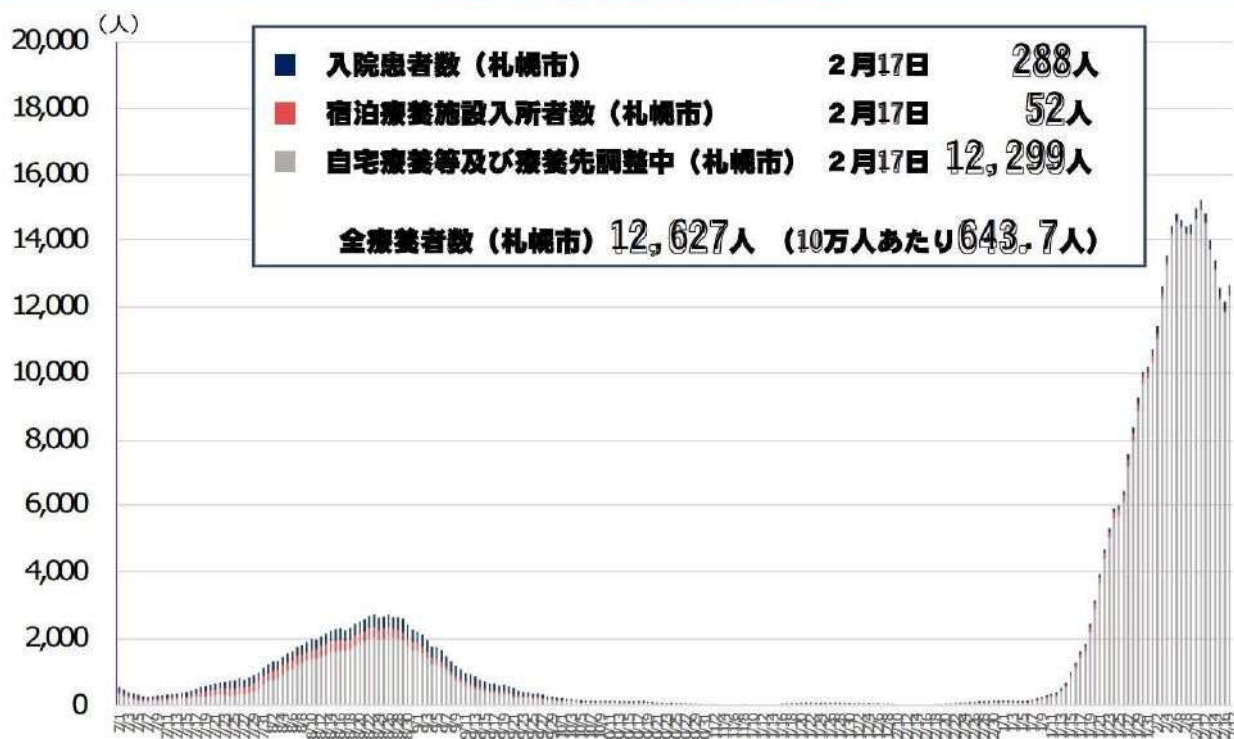
9

療養者数（全道）



10

療養者数（札幌市）



※入院患者数は、各圏域の医療機関に入院している患者数を集計しており、他の項目との計が全療養者数と一致しない場合がある。

11

療養者数（札幌市を除く地域）



※入院患者数は、各圏域の医療機関に入院している患者数を集計しており、他の項目との計が全療養者数と一致しない場合がある。

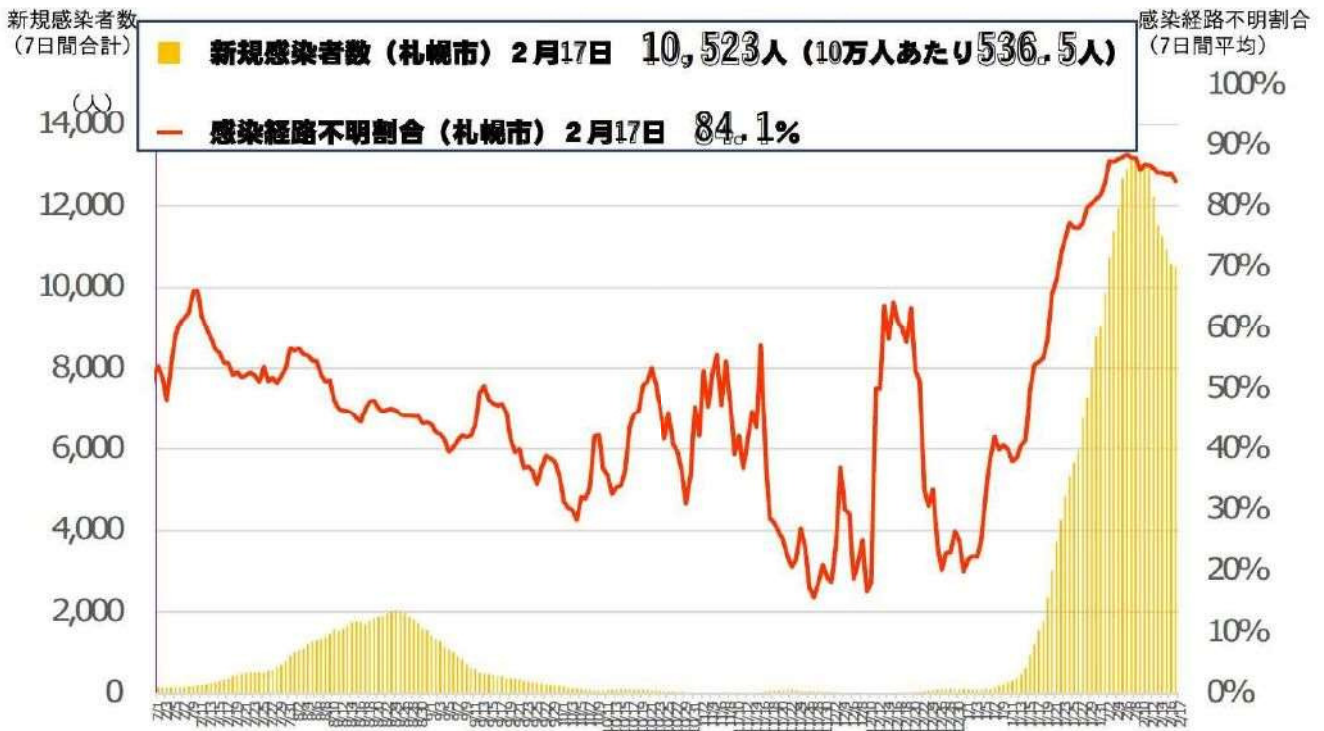
12

新規感染者数と感染経路不明割合（全道）



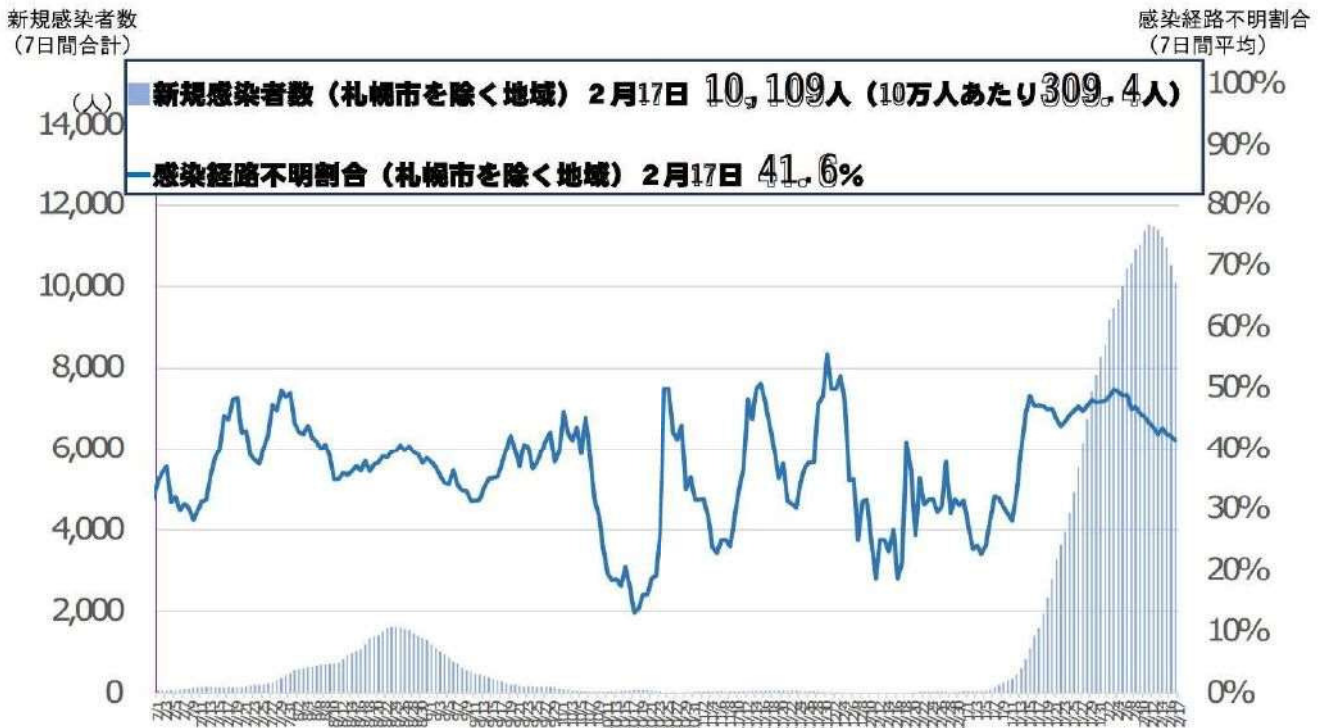
13

新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市）



14

新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市を除く地域）



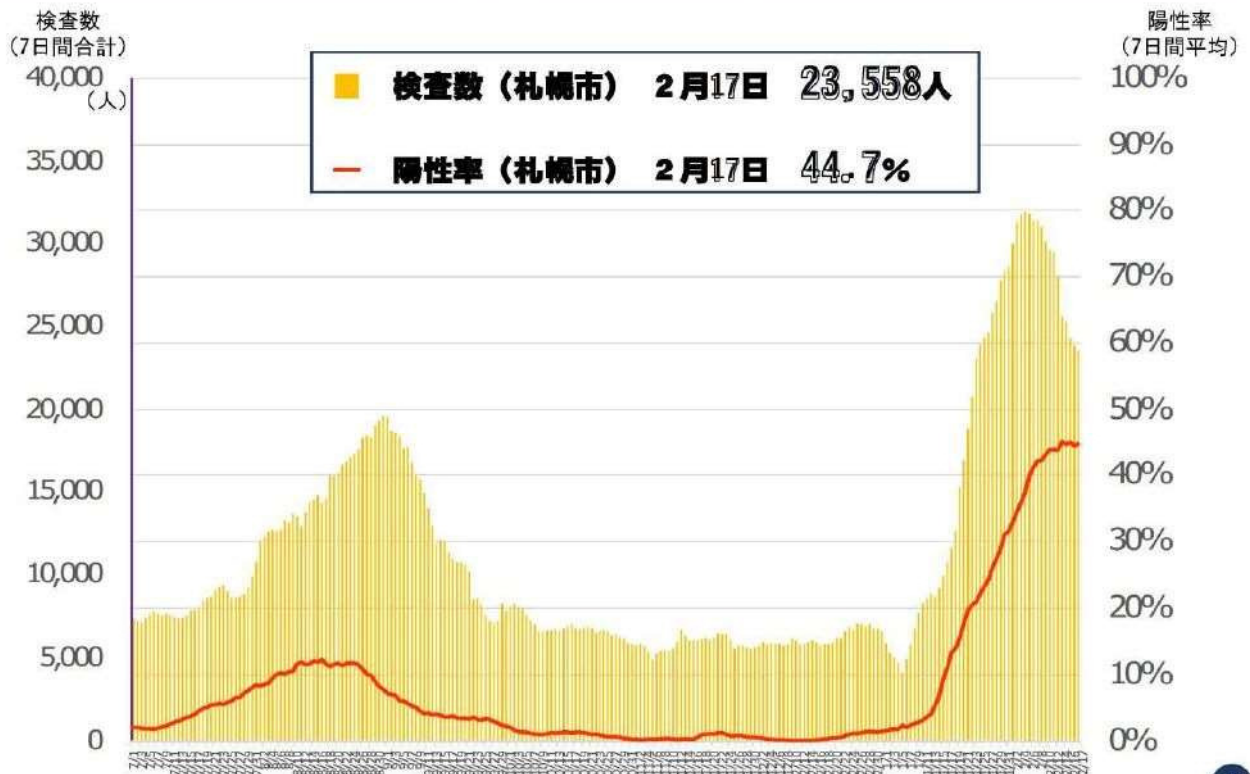
15

検査数と陽性率（全道）



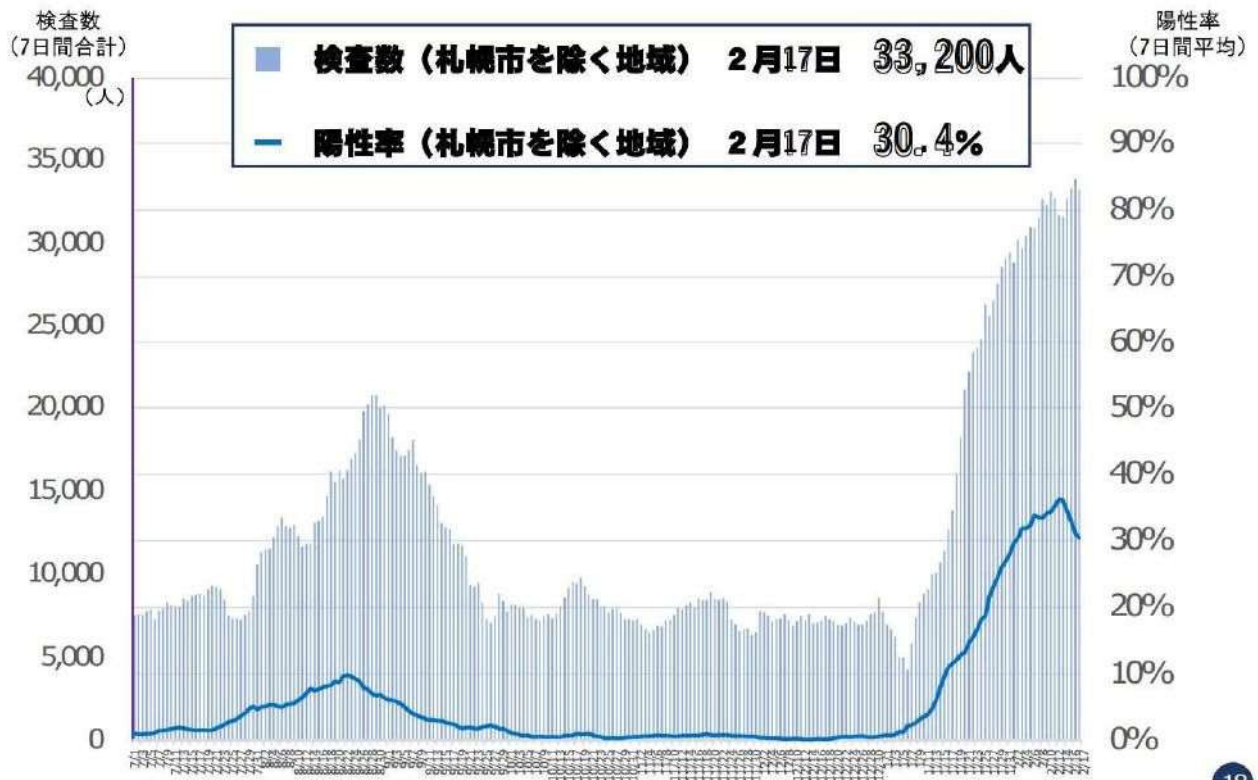
16

検査数と陽性率（札幌市）



17

検査数と陽性率（札幌市を除く地域）



18

年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数（全道）



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

19

年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(札幌市)

新規感染者数
(7日間合計)
10,000
(人)

入院患者数

(人)

■	30代以下の新規感染者数(札幌市)	2月17日	6,353人
■	60代以上の新規感染者数(札幌市)	2月17日	1,584人
—	入院患者数(札幌市)	2月17日	288人

※本表は、年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数の推移と入院患者数(全年代)の相関性をモニタリングしている



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

20

年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(札幌市を除く地域)

新規感染者数
(7日間合計)
10,000
(人)

入院患者数

(人)

■	30代以下の新規感染者数(札幌市を除く地域)	2月17日	5,527人
■	60代以上の新規感染者数(札幌市を除く地域)	2月17日	1,911人
—	入院患者数(札幌市を除く地域)	2月17日	530人

※本表は、年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数の推移と入院患者数(全年代)の相関性をモニタリングしている



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

21

集団感染の発生状況(医療施設・福祉施設)

	1/28~2/3			2/4~10			2/11~17		
	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域
医療施設	13件 (256人)	5件 (86人)	8件 (170人)	27件 (689人)	13件 (297人)	14件 (392人)	17件 (295人)	6件 (68人)	11件 (227人)
福祉施設	31件 (776人)	9件 (264人)	22件 (512人)	40件 (584人)	22件 (299人)	18件 (285人)	64件 (860人)	27件 (389人)	37件 (471人)
合計	44件 (1032人)	14件 (350人)	30件 (682人)	67件 (1273人)	35件 (596人)	32件 (677人)	81件 (1155人)	33件 (457人)	48件 (698人)

22

札幌市の人出(札幌駅、すすきの駅・21時)



	札幌駅				すすきの駅					
	適用前	適用後(22日目)		適用前	適用後(22日目)					
前回のまん延防止等重点措置(8/2~8/26)	8/1	43,686	8/23	39,947	▲8.6%	8/1	57,277	8/23	48,173	▲15.9%
今回のまん延防止等重点措置(1/27~)	1/26	45,043	2/17	39,207	▲13.0%	1/26	61,626	2/17	49,228	▲20.1%

23

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(医療従事者等分を含む。2/17現在)

<追加(3回目)接種の状況>

区分	3回目	
	接種者数	接種率
北海道	591,603	11.3%
(参考) 全国	16,009,146	12.6%

<初回(1・2回目)接種の状況>

区分	1回目		2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	4,226,856	80.8%	4,157,753	79.5%
(参考) 全国	101,513,835	80.2%	99,976,131	78.9%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合は接種率は含まない。)、また、初回接種における医療従事者等及び追加接種の全国分接種者数は首相官邸HP公表値による、実際の接種率より低い場合等があることに留意。

24

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 道内人口区分別接種状況(医療従事者等分を含む。2/17現在)

人口区分 (市町村別)	市町村数	人口(人)	接種率(全年代)		
			1回目	2回目	3回目
100万人以上	1	1,961,575	78.8%	77.4%	8.5%
20万人以上	2	583,288	80.5%	79.2%	12.2%
10万人以上	6	849,242	81.2%	79.6%	11.3%
3万人以上	13	722,259	81.3%	80.1%	12.9%
1万人以上	33	578,442	83.4%	82.3%	13.5%
5千人以上	39	272,482	84.3%	83.2%	14.8%
3千人以上	41	165,341	84.8%	83.6%	17.0%
3千人未満	44	96,103	85.8%	84.7%	19.5%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合は接種率は含まない。)、実際の接種率より低い場合等があることに留意。

25

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

3 追加(3回目)接種等について①

- 4月までに供給されるワクチンについては、各市町村への配分決定済(市町村へ通知済)。また、2月15日に国から、5月から8月分の追加接種に用いるファイザー社製ワクチン(3回目第6~8クール)及びモデルナ社製ワクチン(同第7~第8クール)の都道府県別の配分量等が示されたことから、今後、早期に市町村別の配分を決定・通知予定。

【道内の接種対象者とワクチン供給状況】

(単位:万人(接種対象者数)、万回(ワクチン供給量、接種回数換算))

	追加接種期	21年 12月	22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
接種対象者数	医療従事者等	24	5								29
	高齢者	12	15	97	26	2	1	0	0		153
	その他	2	4	2	63	65	70	24	5	2	237
	合計	38	24	99	90	67	71	24	5	2	419
累計	38	63	162	251	318	389	412	418	419	419	419
ワクチン供給量	ファイザー	66		39	38+22	48					213
	モデルナ		70	52	43	29+20	20				234
	合計	66	70	91	103	97	20				447
	累計	66	136	227	330	427	447				447

左記以降の配分量等は未定。
この他、初回接種の
未使用ワクチン
約40万回程度分も活用。

※接種対象者数は、全ての対象者を前倒し接種すると仮定した場合の最大値(国公表値)。赤字部分は、2/15に国が新たに提示した配分量。

- なお、今回国から示された部分を含めると、5月中旬までに、追加接種に必要なワクチンの概ね全てとなる約447万回分が確保されることとなるが、接種の進捗状況やワクチン配送のタイミング等により、個別の市町村において一時的にワクチンが不足する場合には、道による市町村間のワクチン融通を実施する。

26

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

4 追加(3回目)接種等について②

- 道医師会や札幌大等と連携・協力の下、2月11日から、道内市町村が発行した追加接種用の接種券をお持ちの18歳以上の方を対象に、3月までの土曜・日曜・祝日に道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」(札幌市厚別区)を開設。3月13日までの予約については、当初予定を前倒して受付中。

[2/19~3/13(計9日間)の予約状況(2月18日14時現在)]

① 2/5受付開始分 : 2/19~2/23分の予約枠 1,080件 に対し 1,080件受付、予約率100.0%

② 2/17受付開始分 : 2/26~3/13分の予約枠 2,160件 に対し 720件受付、予約率 33.3%

※2/26(土)は予定数に達したものの、それ以外の日程については空きがある状況。

[2/11~13(計3日間)の接種実績]

予約枠 960件 に対し 958回接種、接種率 99.8%

※ワクチンや接種能力の有効活用の観点から、道警職員や道の危機管理部門の職員等へ接種した分を含む。

- 2月7日に岸田総理が、2月のできるだけ早期に、1日100万回(接種)までペースアップすることを目指すことを表明したことなどを踏まえ、道としても、「北海道ワクチン接種センター」における接種や、モデルナ社製ワクチンの積極的な活用を含めた交互接種への理解促進に努めるほか、特に、高齢者施設入所者及び従事者のうち希望される方への接種をできるだけ早く完了するよう取り組むなど、3回目接種の加速化に向け、市町村と連携し取り組む。
- 職域追加接種については、国において申請を受け付けており、道内では2月17日時点で87件の申請があった。首都圏の一部企業では2月12日から接種が始まったが、道内でも、今月下旬以降に順次接種が開始される見込み。道としても、引き続き、制度拡充等に関する国への要望や、1会場当たりの実施要件の緩和(500人以上)等を踏まえ、各種情報提供などを含めた実施企業等の支援に努める。
- 新たに接種対象年齢となる方も含め、接種を希望される方については、本年9月30日まで初回(1・2回目)接種が引き続き可能。オミクロン株の感染拡大を踏まえ、岸田総理会見や厚労省のアドバイザリーボードでも、未接種の方へのワクチン接種が勧奨されていることなどから、今後とも、希望される方が円滑に接種を受けられるよう、市町村とも連携し取り組む。

27

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

5 小児(5歳以上11歳以下)への接種等について

- 5歳以上11歳以下の小児への接種について、2月10日の国の審議会で、予防接種法に基づく特例臨時接種に位置づけることが了承され、今後、2月下旬以降に接種開始できるよう、関係法令等が改正される見込み。
道としては、引き続き、市町村等や医師会・小児科医会などの関係団体との情報共有のほか、各市町村における対応の検討状況等を踏まえ、地域の実情に沿った体制構築に向け、引き続き、市町村の取組を支援する。

また、ワクチン接種の有効性や副反応などについて、これまで以上に接種対象者や保護者の皆様にご理解いただくことが重要であり、国の責任において国民的な理解の促進に努めるよう要望するとともに、道としても、市町村とも連携し丁寧な情報発信等に努める。

- 2月15日に、国から、4月までの小児用ファイザー社製ワクチンの配送量やスケジュールが示された。このうち道内分に配分される約33万回分(2回接種が必要なため、約16.6万人相当分)について、早期に市町村毎の配分を決定・通知予定。

なお、今回国から示されたものを含めると、道内には合計約44万回分が配分されることとなり、これは、道内の対象者約28万人の2回接種に必要な量(約56万回分)に対し、8割近くの量となる。

区分	第1クール (2/21の週～)	第2クール (3/7の週～)	第3クール (4/4の週～)	第4クール (4/18の週～)	計	【参考】 道内の 対象者数
道内への配分	約3.4万回分	約7.4万回分	約16.6万回分	約16.6万回分	約44万回分	約28万人 (約56万回分)

※赤枠部分は、2/15に国が新たに提示した配分量

北海道におけるまん延防止等重点措置(改定案)の概要

資料4

※赤字は変更箇所

措置区域 全道域 期間 令和4年2月21日(月)～3月6日(日)

実施内容 新規感染者数を着実に減少に転じさせ、これ以上の医療の負荷を抑えていくため、感染力の強いオミクロン株の特徴を踏まえ、特措法に基づく要請などを行う

1 行動変容の要請

外出
移動

- 混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控える

飲食

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える
- 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する

2 飲食店等への要請

- 営業時間及び酒類提供
〔認証店〕 ①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで 又は
②営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない
〔非認証店〕 営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない
- 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする
※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
- カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

〔飲食店等に対する協力金〕 2月21日～3月6日まで全期間(14日間)協力

〔認証店〕 〔①の場合〕 中小企業・個人事業者:1店舗あたり35万円～105万円、大企業:1店舗あたり最大280万円

〔②の場合〕 中小企業・個人事業者:1店舗あたり42万円～140万円、大企業:1店舗あたり最大280万円

〔非認証店〕 中小企業・個人事業者:1店舗あたり42万円～140万円、大企業:1店舗あたり最大280万円

1

3 イベントの開催制限

- 人数上限及び収容率
〔感染防止安全計画策定〕 人数上限20,000人、収容率100%以内
〔それ以外〕 人数上限5,000人、収容率50%(大声あり)または100%(大声なし)
※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
- 営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで

4 大規模な集客施設などへの要請

- 入場者の整理などの感染防止対策を実施する
- カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

5 事業者への要請・協力依頼

- 出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務(テレワーク)活用や休暇取得、時差出勤等を推進する
- 事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う
- 保育施設では、職員のマスク着用など対策を徹底し、少人数に分割した保育を行う
- 高齢者施設では、オンラインによる面会などの対策を徹底する

6 学校への要請

- 修学旅行、宿泊学習等では、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討し、道外のまん延防止等重点措置区域は旅行先としない
- 部活動は、活動を厳選し、感染対策徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止するとともに、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない

2

北海道におけるまん延防止等重点措置(改定)

(案)

令和4年2月18日

実施内容	<p>新規感染者数を着実に減少に転じさせ、これ以上の医療の負荷を抑えていくため、まん延防止等重点措置の下、感染力の強いオミクロン株の特徴を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による要請などを行う。</p>
	<p>オミクロン株の特徴に関する知見 (第72回(令和4年2月16日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード)</p> <p>【感染性・伝播性】 オミクロン株はデルタ株に比べ、世代時間が約2日(デルタ株は約5日)に短縮、倍加時間と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。</p> <p>【感染の場・感染経路】 国内では、多くの感染がこれまでと同様の機会(換気が不十分な屋内や飲食の機会等)で起きており、感染経路もこれまでと同様に飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等を介していると考えられている。</p> <p>【重症度】 オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されているが、オミクロン株感染による入院例が既に増加している。</p> <p>【ワクチン効果】 初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下するが、入院予防効果は一定程度保たれている。また、ブースター接種によるオミクロン株感染に対する発症予防効果や入院予防効果が回復することも報告されている。</p>
措置区域	全道域
期間	令和4年2月21日(月)~3月6日(日)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク※の着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※不織布マスクを推奨、以下同じ

◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。(特措法第24条第9項)

◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。(特措法第24条第9項)

(特に外出の際は)

◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。

(特措法第24条第9項)

◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

2

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

要請内容

(特に飲食の際は)

◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。

(特措法第31条の6第2項)

◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。

(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。

(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆国の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるよう求められており、北海道への不要不急の移動は、極力控える。

(協力依頼)

3

【飲食店等への要請・協力依頼】

対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)</p>
要請・協力依頼内容	<p>【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時までとするか、または、 ②営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わないこととする。 ※期間を通して上記のいずれかを選択(当初の選択は変更不可)</p> <p>【上記以外の飲食店等】(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。</p> <p>◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。(特措法第24条第9項) ※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。</p> <p>◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(協力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給</p>
<p>【飲食店等に対する協力金】 2月21日～3月6日まで全期間(14日間)協力 (認証店)【①の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり35万円～105万円、大企業:1店舗あたり最大280万円 【②の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり42万円～140万円、大企業:1店舗あたり最大280万円 (上記以外)中小企業・個人事業者:1店舗あたり42万円～140万円、大企業:1店舗あたり最大280万円</p>	

4

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限及び収容率(※1)	<p>○人数上限 5,000人</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔) [50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)</p> <p>〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉</p> <p>○人数上限※4 20,000人</p> <p>○収容率 100%以内</p> <p>※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特措法第24条第9項</div>
要請・協力依頼内容	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p>	
<p>※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する</p> <p>※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)</p> <p>※4 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない</p>		
<p>※ 2月21日以降に販売開始されるチケットは、引き続き人数上限及び収容率等を満たすこと。</p>		

5

【飲食店以外の施設(特に大規模な集客施設)への要請・協力依頼】

要請・協力依頼内容	施設の 種類	施設の例	要請・協力依頼内容
要請・ 協力依頼 内容	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など物品販売業を営む店舗	<p>◆次の感染防止対策を実施する。 (特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等) など <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。 (協力依頼)</p>
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗	
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	
	博物館等	博物館、美術館 など	

【事業者への要請・協力依頼】

要請・ 協力依頼 内容	<p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆職場においては、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。また、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底する。(協力依頼)</p> <p>◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点に加え、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。(協力依頼)</p> <p>◆道民生活・道民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続する。(協力依頼)</p> <p>◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う。 (協力依頼)</p>
-------------------	---

【事業者への要請・協力依頼②】

要請・ 協力依頼 内容

- (保育所、認定こども園等において)
- ◆職員や保護者のマスク着用、遊具等のごまめな消毒などの基本的対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
 - ◆感染リスクの高い活動を避けるとともに、少人数に分割した保育、保護者参加の行事の延期等を含め大人数での行事を自粛する。(特措法第24条第9項)
 - ◆発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を促す。(満2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。)(協力依頼)
- (高齢者施設等において)
- ◆レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。(特措法第24条第9項)
 - ◆面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討や通所施設において、動線を分離するなど、感染対策をさらに徹底する。(特措法第24条第9項)

8

【学校への要請】

要請内容

- ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底し、**感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は行わない。**(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。ただし、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、**学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない。**(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、学外活動等に係る感染対策や学生等への注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する。

9

〔参 考〕

水際対策の緩和

緩和開始日	令和4年3月1日より段階的に緩和
入国者の待機期間	7日間の待機を原則※ ※3日目の検査で陰性が確認された場合、それ以降、待機不要 〔オミクロン株に係る指定国・地域〕 検疫所の確保する施設での待機期間 3日間 〔ワクチン3回目追加接種者〕 (指定国・地域) 検疫所の確保する施設での待機に代えて自宅等待機 (非指定国・地域) 自宅等待機免除
外国人の新規入国	受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める
入国者総数の上限	1日当たり3,500人目途⇒5,000人目途に引き上げ

10

〔参 考〕

感染者の療養期間・濃厚接触者の待機期間

感染者	入院	自宅等	
		有症状	無症状
	発症した日の翌日から10日間 かつ症状軽快後72時間経過など	発症した日の翌日から 10日間かつ症状軽快後 72時間経過など	検体採取日の翌日から 7日間 10日間経過まで検温等の健康観察
濃厚接触者	同居者以外	同居者	
	感染者と接触した日の翌日から7日間	次のいずれか遅い方の日の翌日から7日間※ ※他の同居者が発症した場合は改めてその日の翌日から起算 ●感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日) 〔感染対策を行っていることが前提〕 ●感染者の発症により住居内で感染対策を講じた日 社会機能維持者は5日間 次のいずれかの自費検査で陰性確認が必要 ●抗原定性検査で4日目と5日目に陰性を確認 ●PCR検査又は抗原定量検査で5日目に陰性を確認	
	10日間経過まで検温等の健康観察	感染者の療養終了まで検温等の健康観察	

11

「北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）（道案）」等に対する
主な意見

1 有識者・専門家の意見

1-①

新規感染者の減少がみられるとはいえ、高齢者の感染が増加している。このことは、従来より、医療への負荷が増すことにつながり、今回の措置の延長はやむを得ないと考える。高齢者施設を含めた高齢者へのワクチン接種の迅速化をお願いする。

1-②

道案に異論なし。
医療や保育・高齢者施設では、集団感染を前提とした施設運営と事業継続が求められており、基本的な感染対策の徹底はもちろん、医療機関や福祉施設への直接的な感染対策支援事業を引き続き強化していただきたい。

1-③

道案に賛成する。
今回の感染状況を見ると、学校での感染から、家族への感染と広めているなどの事例が多いように見られるので、感染が広がっている学校においては、学級閉鎖という対応ではなく、思い切って学校全体を臨休にするなどの対応が必要なのではないか。1週間、全校臨時休業にした学校があり、その後は、落ち着いているということを知った。中学校は高校入試もあることから、そうした思い切った対応はできないかもしれないが、状況にあった思い切った対応がとれる体制を期待する。

1-④

検査の陽性率だが、特に札幌市が高過ぎるので、新規感染者数の増減はあまり参考にならないと思う。ワクチン接種の加速、特に札幌市の接種の加速をお願いする。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

これまでのまん延防止等重点措置からの経過を踏まえ、より効果的な施策の見直しを進め、追加の施策を躊躇無く実行に移し、早期収束を目指していただきたい。

クラスターが発生している業態、施設等に対しての更なる注意喚起や対策の追加等、納得感のある施策を期待したい。

飲み薬の普及加速や自治体に対するワクチン3回目接種の更なる加速について、国に対し強く要請をお願いしたい。

檜山管内における感染防止対策の取組

資料7

1 感染状況（1月以降）

○ 月別新規感染者数（2/17現在）

	12月	1月	2月
合計	0人	71人	49人

○ 主な感染原因

- ・ 集団感染 1 件（法要関係36人）
- ・ 管外との往来
- ・ 家族感染 など

○ 10万人あたり新規感染者数（2/17現在）
→ 65.9人 / 週

○ 60代以上の割合 ※2/17現在 過去7日間合計
→ 36.3%（全道：17.2%）

2 対応状況

(1) 感染拡大の抑え込みに向けた取組

- 保健所と病院(道立・町立)の連携 → 検査対応、療養者への対応
- 疫学調査 → 同居家族や病院・介護施設等への重点化を基本としつつ、状況に応じ弾力的に対応

(2) 住民・事業者への協力要請

- 各町と振興局の共同メッセージ → 各町の広報媒体(SNS・戸別配布チラシ・防災無線等)を活用し住民に直接発信
- 第三者認証の取得促進 → 町・商工会とともに、管内全店を個別訪問（8割強が取得済）

(3) ワクチン接種

- 2回目からの接種間隔の見直しを踏まえ、早期接種に向けた接種計画の前倒し等について各町と調整



飲食店向け協力要請（第三者認証）

上川管内における感染防止対策の取組

資料8

1 管内の感染状況

- ▶ 1月中旬以降、新規感染者数が急激に増加
- ▶ 旭川市内では、保育所や小中学校、社会福祉施設、医療機関などで集団感染が多発
- ▶ 名寄市や富良野市の中核医療機関などにおいて集団感染が発生

2 対応状況

保健所の体制強化

- **道立保健所の体制支援**
 - ▶ 局内各課からの職員派遣による各保健所への応援体制の拡充（検体採取、疫学調査支援（データ入力等）等）
- **管内市町村からの支援**
 - ▶ 疫学調査や健康観察に係る保健師の派遣（延べ35人）、パルスオキシメーターの配布
- **旭川市保健所との連携**
 - ▶ 感染状況や陽性患者、濃厚接触者等に係る情報共有

飲食店への対応

- **飲食店の見回り**
 - ▶ 架電や店舗訪問による営業状況の確認
- **第三者認証制度の取得促進**
 - ▶ 管内飲食店等に対する呼びかけ



＜直近の感染状況（2月17日現在）＞

月	12月	1月	2月
旭川市	54人	1,023人	2,341人
旭川市以外	17人	552人	1,043人
合計	71人	1,575人	3,384人

※公表日ベース

地域への呼びかけ

- 管内市町村長と連名による啓発チラシを活用した感染防止行動の周知啓発
- 報道懇談会における振興局の取組の共有及び周知啓発に係る協力依頼

市町村における取組

- ワクチン3回目接種を予約・接種券なしで接種可能な会場を開設（旭川市）
 - ・ 2月 5日～2月 6日 906人
 - ・ 2月 12日～2月 13日 887人 計1,793人
- イベントの中止、公共施設の利用制限